

役員等の報酬及び費用弁償規程

平成29年4月1日改正
令和元年12月6日改正
令和2年12月7日改正
令和3年6月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人原田ヒカリ会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員、役員（理事、監事）（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即して支給する

2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

尚、常勤役員とは、法人の主たる事務所で勤務表のとおり勤務する理事長をいう。

理事長 月額 150,000 円

3 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会、又はその他の会議・研修に出席するときのほか、監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

4 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

① 1回、日額 10,000円

但し、同一日に理事会・評議員会及び通常の業務を行った場合は1回の報酬とする。

② 前記第2条第3項以外で非常勤理事長による専決の他、第三者委員会、賞罰委員会等非定型な業務に従事する場合は、以下とする。

1回、日額 7,000円

5 理事が当法人の非正規職員として勤務する場合は、非正規職員就業規則に準ずる。

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償は、勤務実態に即して支給する、

2 前項の費用弁償の日額は、次のとおりとする。

① 役員等で事業区分毎の運営推進会議等の構成員として参画する場合交通費等の弁償として1回 日額3,500円を支給する。ただし、その実費額が費用弁償の額を超える場合は、その実費とする。

(出張)

第4条 役員等が法人業務のため出張したときは、旅費規程によりその費用を支弁する

(退任慰労金)

第5条 本会の「役員等」が退任の際、その功績に対する慰労金を在任期間に応じて次のとおり支給する。

- ① 在任期間が10年未満の場合は、5万円を支給する。
- ② 在任期間が10年以上15年未満の場合は、7万円を支給する。
- ③ 在任期間が15年以上の場合は、10万円を支給する。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。
但し、第2条2項並びに5項については、この限りでない。

(規程の改正)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月6日から施行する。

この規程は、令和2年12月7日から施行する。

この規程は、令和3年6月25日から施行する。